

別表第7

|    | 勤務箇所                | 支給職種                           | 職務内容   | 調整数 |
|----|---------------------|--------------------------------|--|-----|
| 1  | 各部局                 | 教授、助教授、講師                      | 大学院担当を命じられた者(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院研究科等の博士課程を担当する者で主任として学生(医学研究科にあっては5人以上、それ以外にあっては4人以上)に対する研究指導に従事する教職員              | 3   |
| 2  | 各部局                 | 教授、助教授、講師(1に掲げる者を除く)           | 大学院担当教員のうち、大学院研究科等の博士課程を担当する教職員  | 2   |
| 3  | 各部局                 | 助手                             | 大学院研究科等に在学する学生の指導に常時従事する別に定める教職員   | 1   |
| 4  | 医学部<br>附置研究所        | 病理細菌技術者                        | 患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする教職員  | 1   |
| 5  | 医学部<br>附置研究所        | 教職員(教員を除く)                     | 上記業務に従事することを主たる職務内容(年間総勤務時間の2/3以上)とする教職員   | 1   |
| 6  | 医学部<br>農学部<br>附置研究所 | 教職員(教員を除く)                     | 危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容(年間総勤務時間の2/3以上)とする教職員  | 1   |
| 7  | 医学部附属病院             | 看護助手                           | 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。))に勤務する教職員   | 3   |
| 8  | 医学部附属病院             | 看護師長(専任の者に限る)<br>看護師<br>准看護師   | 結核病棟又は精神病棟に勤務する教職員   | 2   |
| 9  | 医学部附属病院             | 医師<br>歯科医師                     | 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする教職員   | 2   |
| 10 | 医学部附属病院             | 病理細菌技術者                        | 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する教職員   | 2   |
| 11 | 医学部附属病院             | 診療放射線技師                        | 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする教職員  | 2   |
| 12 | 医学部附属病院             | 作業療法技術職員                       | 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする教職員   | 2   |
| 13 | 医学部附属病院             | 看護師長(8に掲げる者を除く)<br>看護師<br>准看護師 | 結核病棟、精神病棟又は集中治療部に勤務する教職員<br>集中治療病棟に勤務する教職員   | 1   |
| 14 | 医学部附属病院             | 医師(専任の者に限る)                    | 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする教職員   | 1   |
| 15 | 医学部附属病院             | 事務職員                           | 受付その他の窓口業務(診療科の窓口業務にあっては、診療を受ける延患者数のうち結核又は精神病の延患者数が過半数である窓口の業務に限る。)を担当することを命じられ、かつ、現に窓口において外来患者及び入院患者に直接接することを常態とする教職員 | 1   |
| 16 | 原子炉実験所              | 教職員(教授、助教授、講師を除く)              | 原子炉の運転の業務に直接従事することを本務とする教職員  | 3   |
| 17 | 原子炉実験所              | 教職員(16に掲げる者を除く)                | 原子炉を運転して行う実験及び研究又は原子炉の運転の指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする教職員   | 2   |
| 18 | 原子炉実験所              | 教職員(教授、助教授、講師を除く)              | 原子炉に直結する実験棟(別に定めるものに限る)における実験設備の運転及び保守又は当該実験棟における放射性物質の取扱いの業務に直接従事することを本務とする教職員  | 2   |
| 19 | 原子炉実験所              | 教職員(教授、助教授、講師を除く)              | 放射線の安全管理、放射性物質の管理又は放射性廃棄物の処理の業務に直接従事することを本務とする教職員  | 2   |
| 20 | 原子炉実験所              | 教職員(18に掲げる者を除く)                | 18に掲げる実験棟において実験設備を運転し、若しくは放射性物質を使用して行う実験及び研究又は当該実験棟における実験設備の運転若しくは放射性物質の取扱いの指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする教職員                | 1   |
| 21 | 原子炉実験所              | 教職員(19に掲げる者を除く)                | 放射線の安全管理、放射性物質の管理若しくは放射性廃棄物の処理に伴う実験及び研究又は放射線の安全管理、放射性物質の管理若しくは放射性廃棄物の処理の指導及び監督の業務に直接従事することを本務とする教職員                    | 1   |
| 22 | 原子炉実験所              | 教職員                            | トレーサー棟における実験設備の運転及び保守又は当該実験棟における実験及び研究(別に定めるものに限る)の業務に直接従事することを本務とする教職員  | 1   |
| 23 | 原子炉実験所              | 教職員                            | 原子炉の運転の管理又は放射線の安全管理の総合的な調整の業務に直接従事することを常例とする教職員  | 1   |
| 24 | 原子炉実験所              | 教職員                            | 原子炉に附属する実験設備、電気設備等の工作、保守管理等のため管理区域内に立ち入ることを常例とする教職員  | 1   |

別表第 8

(平 1 8 達 2 8 改)

< 調整基本額表 >

イ 一般職俸給表(一)

| 職務の級 | 調整基本額    |
|------|----------|
| 1 級  | 6,500 円  |
| 2 級  | 8,500 円  |
| 3 級  | 9,600 円  |
| 4 級  | 10,200 円 |
| 5 級  | 10,600 円 |
| 6 級  | 11,200 円 |
| 7 級  | 12,100 円 |
| 8 級  | 12,700 円 |
| 9 級  | 14,400 円 |
| 10 級 | 16,000 円 |

ロ 一般職俸給表(二)

| 職務の級 | 調整基本額   |
|------|---------|
| 1 級  | 5,900 円 |
| 2 級  | 7,400 円 |
| 3 級  | 8,400 円 |
| 4 級  | 8,700 円 |
| 5 級  | 9,600 円 |

## 八 教育職俸給表

| 職務の級 | 調整基本額    |
|------|----------|
| 1 級  | 9,000 円  |
| 2 級  | 10,500 円 |
| 3 級  | 11,900 円 |
| 4 級  | 12,700 円 |
| 5 級  | 15,100 円 |
| 6 級  | 16,400 円 |

## 二 医療職俸給表(一)

| 職務の級 | 調整基本額    |
|------|----------|
| 1 級  | 6,100 円  |
| 2 級  | 8,000 円  |
| 3 級  | 9,100 円  |
| 4 級  | 9,700 円  |
| 5 級  | 10,500 円 |
| 6 級  | 11,300 円 |
| 7 級  | 12,200 円 |
| 8 級  | 13,900 円 |

## ホ 医療職俸給表(二)

| 職務の級 | 調整基本額    |
|------|----------|
| 1 級  | 8,000 円  |
| 2 級  | 9,400 円  |
| 3 級  | 9,700 円  |
| 4 級  | 10,000 円 |
| 5 級  | 10,400 円 |
| 6 級  | 11,600 円 |
| 7 級  | 12,600 円 |

別表第9 俸給の特別調整額表 (第12条関係)  
(平16達126・平17達39・平18達28改)

| 職名   | 支給額      | 備考              |
|--|----------|-----------------|
| 副学長  | 200,000円 |                 |
| 研究科  |          |                 |
| 研究科長   | 300,000円 |                 |
| 副研究科長  | 50,000円  | (総長が指定するものに限る。) |
| 附属の教育研究施設の長  | 60,000円  | (総長が指定するものに限る。) |
| 附置研究所  |          |                 |
| 研究所長   | 300,000円 |                 |
| 副所長  | 50,000円  | (総長が指定するものに限る。) |
| 附属の研究施設の長  | 60,000円  | (総長が指定するものに限る。) |
| 附属図書館長   | 300,000円 |                 |
| 医学部附属病院  |          |                 |
| 病院長  | 300,000円 |                 |
| 副病院長   | 50,000円  | (総長が指定するものに限る。) |
| 看護部長   | 100,000円 |                 |
| 副看護部長  | 60,000円  | (総長が指定するものに限る。) |
| 薬剤部長   | 60,000円  |                 |
| 全国共同利用施設の長   | 60,000円  |                 |
| 学内共同教育研究施設の長   | 60,000円  | (総長が指定するものに限る。) |
|  | 30,000円  |                 |
| 機構長  | 100,000円 |                 |
| 保健管理センター所長   | 60,000円  |                 |
| その他の学内組織の長   | 30,000円  | (総長が指定するものに限る。) |
| 本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものをいう。)及び部局事務部 |          |                 |
| 部長及び事務部長   | 100,000円 |                 |
| 課長及び事務長  | 65,000円  |                 |
| 室長   | 65,000円  | (総長が指定するものに限る。) |
| センター長  | 65,000円  | (総長が指定するものに限る。) |
| 技術室長   | 65,000円  |                 |
| 医療技術短期大学部長   | 60,000円  |                 |

1. 研究科長が学部長を兼ねるものに対しては支給額に50,000円を加算する。

2. その他特に総長が指定するものに対して支給する。

別表第10（第16条関係）

（平18達28改）

【都市手当】

| 支給地域              | 支給割合    |
|-------------------|---------|
| 東京都特別区            | 100分の18 |
| 愛知県犬山市            | 100分の3  |
| 滋賀県大津市            | 100分の10 |
| 京都府京都市            | 100分の10 |
| 京都府宇治市（宇治地区施設に限る） | 100分の10 |
| 京都府向日市            | 100分の10 |
| 大阪府高槻市            | 100分の10 |
| 大阪府泉南郡（原子炉実験所に限る） | 100分の6  |
| 奈良県香芝市            | 100分の3  |
| 山口県周南市            | 100分の3  |